

検疫所の組織体制

検疫所は、全国の主要な海港・空港に、本所、支所、出張所を合わせて計110箇所設置されています。

●本所 (13箇所)

海港 小樽 / 仙台 / 東京 / 横浜 / 新潟 / 名古屋 / 大阪 / 神戸 / 広島 / 福岡 / 那覇

空港 成田空港 / 関西空港

●支所 (14箇所)

海港 千葉 / 川崎 / 清水 / 四日市 / 門司 / 長崎 / 鹿児島

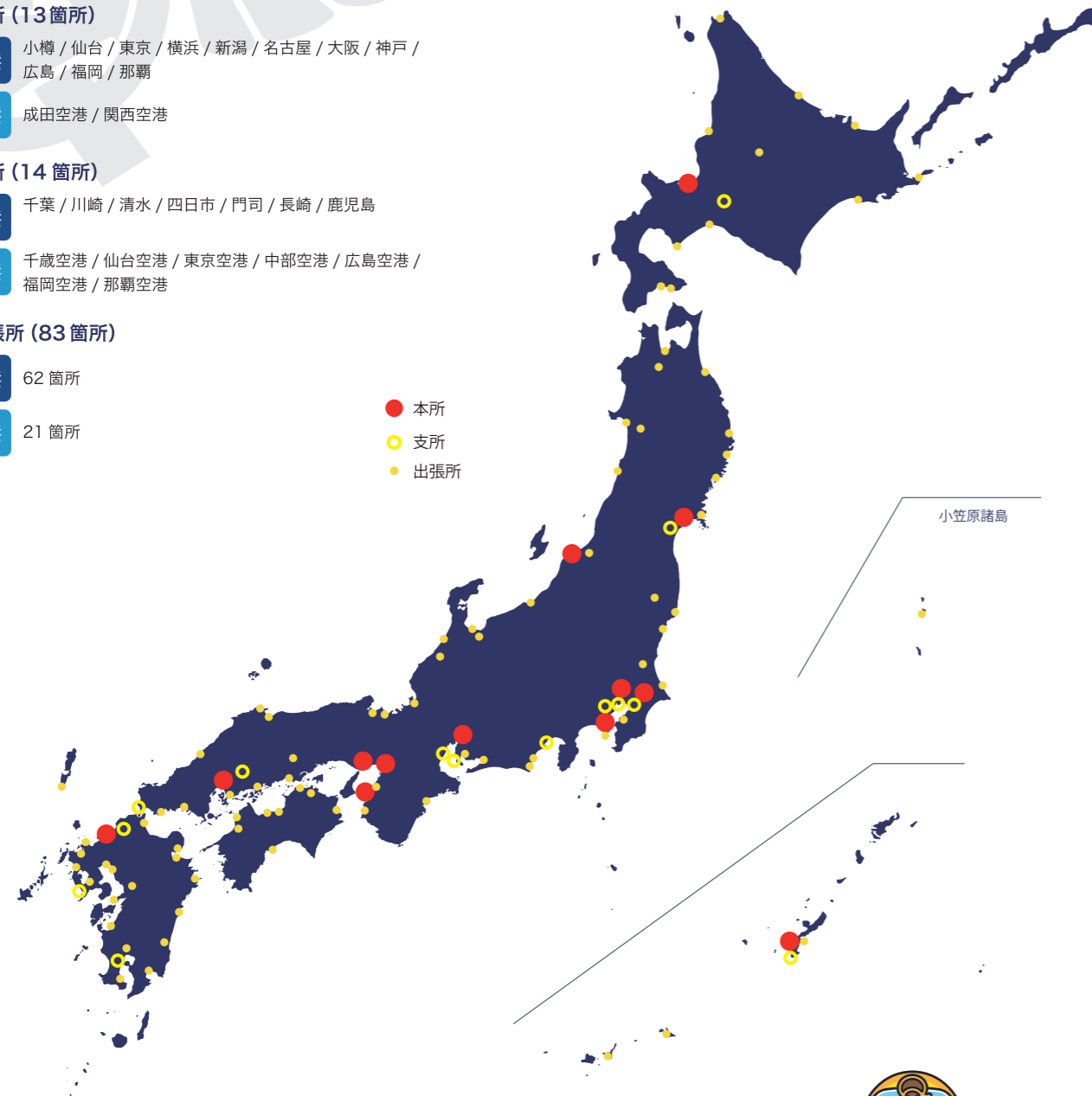
空港 千歳空港 / 仙台空港 / 東京空港 / 中部空港 / 広島空港 / 福岡空港 / 那覇空港

●出張所 (83箇所)

海港 62箇所

空港 21箇所

● 本所
● 支所
● 出張所



検疫所の見学、検疫医療専門職への応募等、
その他ご質問ありましたら以下までご連絡ください。

検疫所イメージキャラクター
「クアラン」



お問合せ先

厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室 人事・給与係

住所

〒100-8916
東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話番号

[代表] 03-5253-1111 (内線 2466)
[直通] 03-3595-2333

<https://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/keneki.iryu.html>



採用案内
専門職
検疫医療



国際的な感染症危機から 国民の健康を守る。

年間5,000万を超える人々が
日本の国境を渡る令和時代。

保健医療制度の隙間をかいくぐり、
感染症は世界を駆け巡る。
点が線となり、線が面となって広がる疾病。

感染症に対抗するため、
国内外の情報を収集し、知識を総動員させる。
そして、培った経験と根拠をもとに、
法制度に則り迅速に対応する。

ともに国際的感染症の侵入と戦うあなたを
私たちは待っています。



来たれ、この国を守る志士たちよ

安政元年(1854年)、江戸幕府は米国と日米和親条約を締結し、鎖国体制は終焉を迎えました。
開国した日本が直面したのは、コレラとの戦いでした。
その対抗策として明治11年(1879年)に神戸と横浜に消毒所を設置。これが、現在の検疫所の起源となります。

それから100年以上経った現代。
交通が発達し、世界規模で人の往来や物流量が増加する中、
世界は重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、
新型インフルエンザ、新型コロナウイルス等の新興感染症と戦い続けています。

国内に常在しない感染症の病原体が、船舶や航空機を介して侵入することを防止する。このミッションを、
あなたも我らとともに達成しませんか。



医務技監 鈴木康裕

I 検疫業務



入国者への検疫と健康相談



検疫所では、日本に入国（帰国）するすべての人に対して検疫を行います。サーモグラフィー等を用いて発熱の有無を確認し、発熱や咳といった症状がある人、体調や健康に不安のある人を健康相談室へ誘導。症状や感染症流行国への滞在歴等を調査します。その結果、検疫感染症に感染している疑いがある場合は、必要に応じて検査を行い、適切な医療機関を紹介し、検疫感染症に感染している患者を発見した場合は、必要に応じて隔離や停留、消毒等の防疫措置を実施。また、貨物や機内で捕獲された媒介動物についても、病原体の有無を検査し、必要に応じて防疫措置を行います。

海外渡航に関する相談や予防接種

海外渡航者の健康状態（年齢、基礎疾患、予防接種歴等）や渡航先、渡航期間、渡航先での活動内容などに応じて、電話等による健康相談を行います。

感染症はもちろんのこと、高山病、航空性中耳炎、虫刺され、日焼け等の相談にも渡航医学全般の知識を活用して対応しています。

また、一部の検疫所では、感染症の予防対策として海外渡航者に対し、黄熱等の予防接種を行っています。予診や接種の他、副反応が出た場合の対応方法、渡航先によって推奨される予防接種や接種スケジュールといった相談にも対応します。



II 衛生業務

船舶衛生検査

国際保健規則に基づき、国際航行する船舶を介して感染症が拡大しないよう、当該船舶に対し健康に影響を及ぼすことが懸念される公衆衛生上の事項（ねずみや虫類等の発生有無、食料、飲料水、調理器具、廃棄物等の適正管理、医療器具、消毒剤、殺虫剤、捕そ器、殺そ剤等の整備状況等）全般について確認を行い、船舶の衛生状態に応じて、船舶衛生管理（免除）証明書の交付や衛生状態の改善措置等を実施します。



蚊族の調査

蚊媒介感染症であるジカウイルス感染症、チクングニア熱、デング熱、マラリア、ウエストナイル熱、日本脳炎の媒介蚊などの侵入や定着状況を監視するため、海外から来航した船舶、航空機、政令区域内に設けられている施設等を調査します。また、調査で採集した蚊族について種を同定し、そのうち雌成虫については、蚊媒介感染症の病原体検査も行っています。

ねずみ族の調査

ペスト、ラッサ熱、南米出血熱、腎症候性出血熱（HFRS）、ハンタウイルス肺症候群（HPS）と関係するねずみ族の侵入や定着状況を監視するため、海外から来航した船舶や航空機、政令区域内に設けられている施設等を調査します。また、捕獲したねずみ族は種の同定後、剖検検査を行い、その後、病原体保有の有無を確認します。

III 動物の輸入届出

届出の審査および現場確認

海外には日本で流行していない感染症があり、中には動物が媒介する感染症（動物由来感染症）もあります。輸入された動物を介して、動物由来感染症が日本に侵入しないようにするための制度の一つに「動物の輸入届出制度」があり、その届出書等について、検疫所で審査をしています。現場確認では、届出書に記載された内容と実際の貨物が合っているか、輸入された動物の健康状態に問題がないか等、実際に動物を目視で確認します。届出書及び衛生証明書と貨物の内容を確認し、問題がなければ届出を受理します。

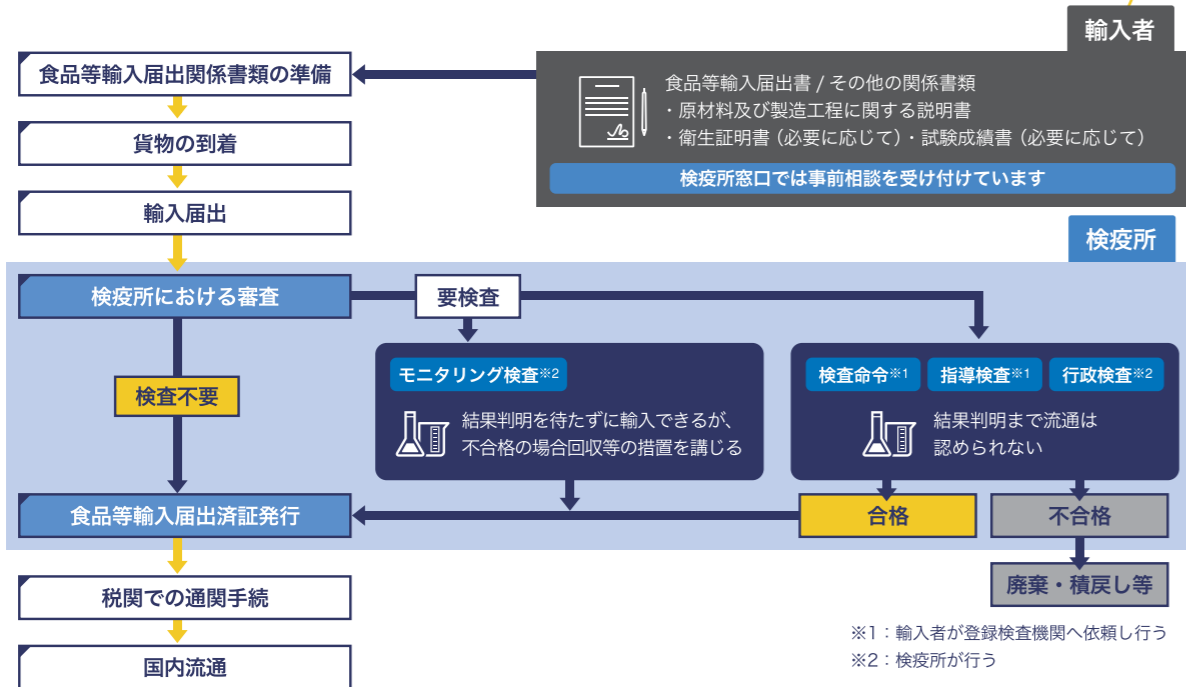
動物の輸入相談および広報活動

検疫所の窓口来所や電話、FAX や電子メールによって動物の輸入届出制度の内容、動物の輸入方法に関する輸入相談を行います。併せて、より多くの方々に制度を知ってもらうことで、安易な動物の持ち込み等を防ぎ、スムーズに輸入を行っていただくため、検疫所のホームページ上で動物の輸入届出制度について紹介している他、ポスターの掲示やリーフレットの配布等の各種広報活動を通じ、日頃から制度周知に努めています。





IV 輸入食品監視業務 / 試験検査業務



輸入食品等の監視および指導業務



販売や営業で使用する食品等(食品、添加物、器具、容器包装、乳幼児対象のおもちゃ)を輸入する場合に提出される「食品等輸入届出書」を、全国32箇所ある検疫所食品監視窓口で受理し、食品衛生法に基づき適法な食品等であるかを食品衛生監視員が審査します。検査が必要と判断された食品等は、検査命令、行政確認検査を実施し、その他の食品等についても計画的なモニタリング検査を行うことで、効率的かつ効果的に輸入食品の安全性を確保しています。検査の結果、食品衛生法に違反していることが判明した食品等については、廃棄・積戻しなどの措置をとるよう指導します。

輸入食品や感染症についての各種検査



検疫所では、世界各国から輸入される食品等の検査と、海外から侵入する感染症に関する検査を行っています。輸入食品等については、殺虫剤などの残留農薬、抗生物質などの動物用医薬品、カビ毒や重金属などの有毒有害物質、おもちゃや飲食物具、容器包装の規格、遺伝子組換え食品、食中毒の原因となる病原微生物の検出など、理化学検査および微生物学検査を行っています。また、感染症については、検疫実施時に検疫感染症に感染した疑いのあるヒトから採取した検体と、港湾衛生業務で捕獲した媒介動物等の検体について、病原体検査を行っています。

V 危機管理



検疫感染症への対応能力向上のために総合訓練を実施



検疫所では日頃から訓練を実施し、危機対応能力を培っています。個人防護具の着脱などの定期的なトレーニングだけでなく、実際の検疫措置に必要な確かな情報の集約、乱れない指示の伝達、迅速で正確な処置等を秩序立てて行うための総合訓練を毎年実施しています。空港での検疫措置は、空港、入国審査、税関、搬送先の医療機関や保健所等と連携してはじめて完遂できるものです。総合訓練は検疫措置の実演を通して各関係機関へ連携すべきポイントを肌で実感する機会を提供することも大切な目的のひとつです。

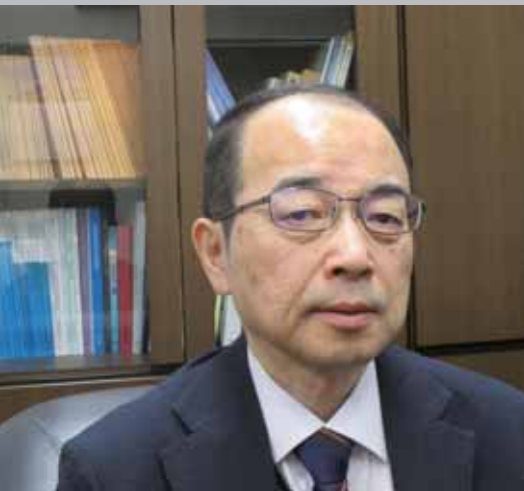
危機管理の基盤となる空港の保健衛生レベルを保つために

空港では、国際的イベントへの対応や安全確保に関する様々な会議が開催されています。検疫所は健康危機や衛生管理に関する情報を提供し、病原体の侵入防止だけでなく、空港職員や環境に関する保健衛生レベルの向上に貢献しています。また、空港の衛生管理運営会議では、検疫所長が中心となって空港内の衛生調査の結果と対策を共有するとともに、空港の衛生管理のリーダーとしての指導や助言を行っています。



医師の持つ知識とコミュニケーション能力を総合的に発揮して

検疫所がその能力を発揮するためには、危機管理対応や保健衛生対策において連携すべき機関との関係構築が必要不可欠です。そのために求められる説明・交渉・調整等の能力は、患者や家族とのコミュニケーション、病院スタッフへの説明や合意形成、他の医療機関等との調整といった経験の積み上げによって鍛えられるものです。検疫所では医師としての総合的な能力を活かすことができ、その充実感を味わえる瞬間が数多く存在します。



広島検疫所 所長 芳賀 光治

PROFILE

平成5年医学部卒業

- 平成15年 小樽検疫所 検疫課 検疫医療専門職
- 平成16年 小樽検疫所 検疫課 検疫課長 (17年から検疫衛生課長)
- 平成21年 小樽検疫所 千歳空港検疫所支所 支所長
- 平成25年 小樽検疫所 所長
- 平成30年 現職

教員から行政官へ

平成15年は私の医師人生にとって大きな転換点でした。

医学部教員(社会医学系)だった私は、翌年に国立大学法人化を控え、自身の強みが活かせる新たな進路を模索していました。

そうした当時、世界的規模の集団発生が問題となっていたSARSの水際対策をしていた検疫所の存在を知り、その活動内容に興味を持つようになりました。

平成15年7月、WHOから終息宣言が出されたのを機に、意を決した私は検疫所に問い合わせの電話をしました。そして同年9月、私の検疫官としてのキャリアがスタートしたのです。

人とつながりがベースの仕事

検疫医療専門職時代は、週の前半3日間は小樽港に、後半の2日間は千歳空港に通勤し、海港検疫と空港検疫をともに効率的に学び、同僚や関係機関職員との交流の幅も

広がったことで、充実した日々を送ることができました。

これらの経験は、検疫(衛生)課長になってからも関係機関との連携構築で活かされました。同僚と協力しながらの各種検疫対応マニュアルの作成、実効性のある検疫措置訓練の企画実施等、危機管理体制の充実化にも大いに役立ちました。



適時、実施される検疫強化

検疫所は何らかの危機が発生すると検疫強化体制にシフトします。

平成20年には、北海道洞爺湖サミット(主要国首脳会議)が開催され、特別な検疫強化

体制が敷かれましたが、無事に終了することができました。

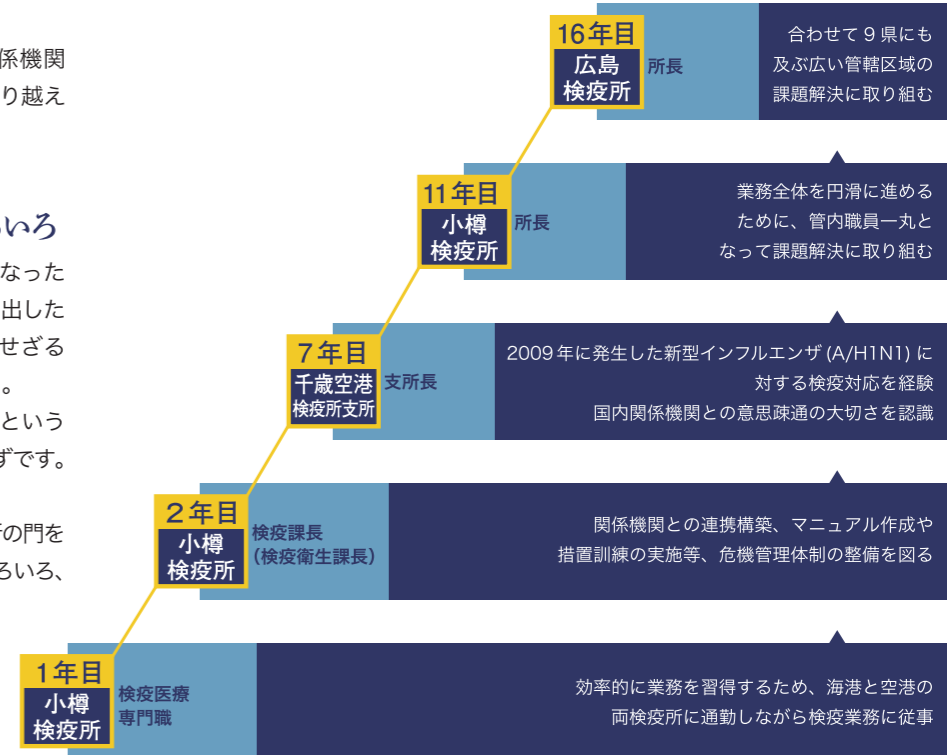
平成21年4月、米国とメキシコを中心に新型インフルエンザ(A/H1N1)が発生した際も検疫が強化。強化解除になるまでの約60日間は多忙を極めました。しかし自治体や保健所等、国内関係機関との連携の下、この危機を何とか乗り越えることができました。

人生いろいろ、医の道もいろいろ

医学部に入ったのも、某科の医師になったのも、動機は様々でしょう。過去に出した確固たる決断を時の流れの中で変更せざるを得なくなったこともあるでしょう。これまで培ってきた経験は、検疫所という感染症の水際対策機関で活かせるはず。大事なことは、チャレンジすること。まずはチャレンジ精神を持って検疫所の門を叩いてみてください。まさに「人生いろいろ、医の道もいろいろ」です。

CAREER PATH

キャリアパス



東京検疫所 所長 本馬 恭子

PROFILE

昭和62年医学部卒業

- 平成19年 福岡検疫所福岡空港検疫所支所 検疫衛生課 検疫医療専門職
- 平成21年 神戸検疫所 検疫衛生課 課長
- 平成23年 成田空港検疫所 検疫課 課長
- 平成26年 名古屋検疫所中部空港検疫所支所 支所長
- 平成27年 那覇検疫所 所長
- 平成30年 現職

医療専門職業務

研修医・呼吸器内科の臨床を数年経験した後、大学で細菌学微生物学の研究職を勤めていました。

ポストに応じて様々な大学を異動しましたが、家庭の事情で福岡に戻らざるを得ず、次のポストを得るまでの腰掛けのつもりで応募しましたが業務の奥深さに触れ、長く務める事になりました。

港湾と空港で経験を積んで

神戸では港湾検疫衛生、成田では空港検疫業務をメインに担当しました。

神戸では巨大タンカーを縄はしごで乗下船するといったようなスリリングな経験も数多くあり、毎朝天気予報と波の高さのチェックを習慣にする等、初体験の業務が続いたのが印象的です。

成田は大空港ですので、5カ所に分散する検査場を少人数で効率よく効果的に対応することが求められることに。課長職と

して現場の効率運営に努めました。

所長として検疫所を指揮

本所管内支所出張所の検疫衛生業務、輸入食品監視業務、検査業務、総務課業務の指揮監督、統括的対応、業務遂行・標準化のための管内人員配置調整管理、職員の人事管理・監督、セキュリティ管理、対本省・対外的な関係機関との連携…。

検疫所業務に関わる全ての面での管理監督責任が求められます。

那覇では少人数で大型客船の検疫を対応し、港から港へ移動する毎日でした。東京では新型コロナウイルス対応で管内全職員を動員し、全力で対策に挑んでいます。

水際で感染症に向き合う

検疫所では多くは健康な入国者の中から検疫感染症に感染している可能性のある方をスクリーニングし、感染症に応じた対応を行います。症状があり相談室に立ち寄られる方も対象です。



航空機内船内で対応することもあります。国内に常在しない検疫感染症を水際で検知し対応する上でその対応、診断は重要です。臨床とは異なる目的と対応になりますが、「水際で備える」検疫業務を一緒に取り組みませんか。

CAREER PATH

キャリアパス



業務内容

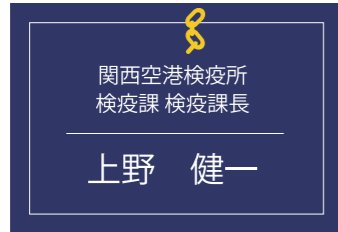
メッセージーキャリアパス

メッセージー取り組み一覧

ワークスタイル

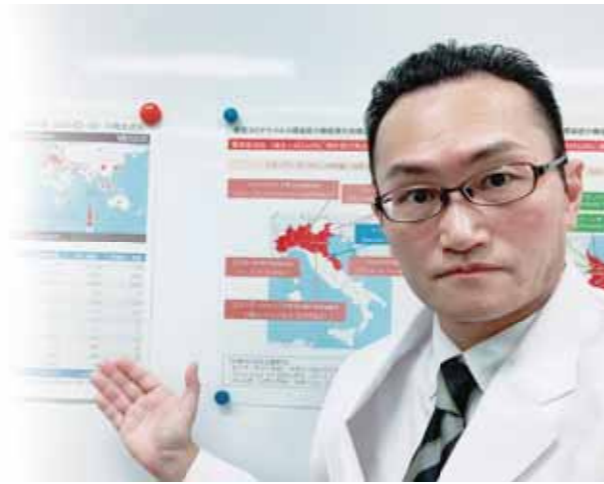
各種制度一募集要項

社会医学系専門医の取得も可能。
水際での判断力が試されます。



関西空港検疫所
検疫課 検疫課長

上野 健一



関西国際空港は西日本における国際的な玄関口となっており、特にアジアを中心とした外国人を受け入れる大規模空港として成長を続けています。その一方で、アジアには日本国内に常在していない感染症が多数存在するため、感染症の玄関口にもなっています。現にデング熱や麻疹は輸入例が増加しており、国内での二次感染も報告されています。検疫所は、玄関口という水際で対策を行うのがミッションです。そのため、海外における感染症の発生状況に注意しながら対応しなければなりません。

新型インフルエンザや新型コロナウイルスによる感染症が発生した際は、詳細が判明していない状況下で、迅速かつ確かな判断を求められる場合もあります。緊張感が高い業務のため大変な部分もありますが、逆にそこが面白い部分でもあります。検疫所での業務を通して、社会医学系専門医を取得することも可能になりました。行政という言葉は、敷居が高いと感じる方も多いと思いますが、感染症対応に興味がある方は、ぜひ国際的な玄関口の扉を叩いてみてください！

PROFILE

- 平成 14 年 医学部卒業
- 平成 24 年 東京都葛飾区保健所 青戸保健センター長（保健衛生に携わる）
- 平成 25 年 関西空港検疫所 検疫課 検疫医療専門職（検疫に携わる）
- 平成 28 年 大阪検疫所 検疫衛生課 検疫衛生課長（検疫衛生に携わる）
- 平成 31 年 現職

3つの取り組み

FORTH の取り組み

海外の感染症の流行状況は日々変化しています。一方、感染症の疫学や診断、治療等に関する新たな知見も集積されています。こうした世界の最新の情報をいち早くキャッチし、渡航される方々へ分かりやすく情報提供・説明する役割を担っています。検疫所では「FORTH：For Travelers Health 海外で健康に過ごすために」というウェブサイトを活用し、渡航者やとりまく方々（トラベルクリニック、産業医、学校医、旅行者ら）に最新の流行状況やワクチンなどの予防方法について情報提供をしています。

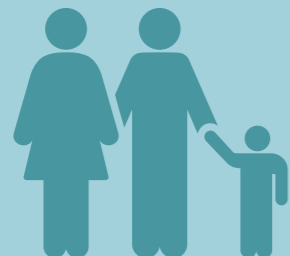


ワーク・ライフ・バランスの取り組み

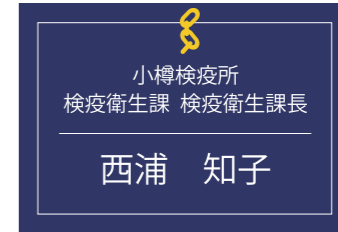
検疫医療専門職の1週間あたりの勤務時間は決められており、時間外の緊急の仕事が少ないなど、仕事のオン・オフがはっきりしています。また、育児・介護中に利用できる勤務時間の短縮制度をはじめ、男女を問わず利用できる様々な制度が整備されており、育児や介護をしながら働くことができます。

育児をしながら働く職員の声

「育児中の職員が多く、理解のある環境のため、育児しながら勤務しやすいです」「子供が病気の時など、突然の休暇もとりやすい職場環境です」



国際的な視野で医療と向き合う現場、
ワーク・ライフ・バランスも推進します。



小樽検疫所
検疫衛生課 検疫衛生課長

西浦 知子



小樽検疫所の管轄は南北400km、東西500kmに渡る北海道全域と広く、ロシアとの船舶往来が多いことが特徴です。ロシアに拿捕された漁船のことが時折ニュースになりますが、帰国時に感染症の有無を確認するのも仕事の一つです。その際、検疫現場に向かう検疫官は事務官や看護師の場合もあるため、現場からの問い合わせに即時電話対応したり、日頃から感染防御訓練など教育計画を立てることも重要な業務です。その他にも職場内で多職種が連携できるよう統括し、保健所等の関係機関と連携して患者対応に取り組んでいます。検疫所の業務で興味深いのは「港湾衛生調査」。海港や空港のフィー

ルドに出かけ、ねずみや蚊を捕獲し、外来種侵入や病原体保有の有無を調査します。全国規模で定期的にモニタリング調査を継続しているのも検疫所ならではの業務です。また、船舶衛生調査では、国際航海する船舶を6か月ごとに検査します。船舶に乗り込み、船内の衛生状態を調査して国際証明書を発行する業務ですが、様々な船に乗れるのが面白いですね。私生活では、保育園、小学校に通う3児を育てているため、育児短時間勤務を利用しています。他の職員より短い勤務ですが、コミュニケーションを密にして工夫しながら働いています。育児、介護等人生のステージを経ても働きやすい職場だと感じています。

PROFILE

- 平成 14 年 医学部卒業
- 平成 15～24 年 厚生労働省医系技官
- 平成 25 年 東京検疫所 検疫衛生課 検疫医療専門職（予防接種、船舶の検疫に携わる）
- 平成 28 年 小樽検疫所 検疫衛生課 検疫医療専門職（予防接種、船舶の検疫に携わる）
- 平成 30 年 現職

国際保健への取り組み

2003年、21世紀初の新興感染症である重症急性呼吸器症候群 (SARS) が出現。アジア地域を中心に瞬く間に世界各地に広がり、世界的な脅威となりました。その後も、ポーターレス化した新興・再興感染症が数年ごとに発生するたびに、関連機関の強固な協力体制のもと、様々な対応・対策が展開されています。検疫所は水際対策を担う重要な部門です。国際規則や国内法に準拠しながら、厚生労働省本省や自治体と情報共有を行いつつ、クラスター対策等を実施し、国境をまたぐ感染症拡大を抑制する一翼を担っています。

WHOの宣言等に基づいた感染症の注意喚起

新型コロナウイルス感染症、エボラ出血熱、中東呼吸器症候群 (MERS)、麻しんなど国際的な人の移動が深く関与する感染症事案が次々に発生する昨今、国際・公的機関からの注意喚起の内容も刻一刻と変化します。また、WHOが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態 (PHEIC)」を宣言した際など、各国の検疫強化等のために渡航行程に支障が出る場合もあります。渡航者に対して、これらの重要な情報を、リーフレット・ポスター作成や電話相談業務を通して提供するとともに、感染拡大防止のために必要な行動についてもアドバイスをしています。



東京空港検疫所支所 検疫衛生課
検疫医療専門職

井手 一彦

WHOや国際協力機構とも連携し、世界的な視野で働く。

検疫医療専門職には様々なキャリアの人材がいます。私は内科臨床とウイルス学の研究に15年間従事した後、厚生労働省の感染症危機管理専門家 (IDES) 養成プログラムメンバーとなり、世界保健機関 (WHO) の Health Emergency に関わる仕事を担当。その後、今までの経験を日本の水際対策で活かすために検疫医療専門職となりました。

現在は、本省でも国内外の感染症対策や関係機関との連携に関わる業務を行いながら、検疫所と本省をつなぐリエゾンとしても活動しています。2019年には国際協力機構と協力してエボラ出血熱の流行するコンゴ民主共和国に赴いて検疫施設の設置や運用を支援しました。

訪日外国人数の増加が続く日本では国外の感染症が流入するリスクを減らすための感染症危機管理に大きな関心が寄せられています。検疫医療専門職は、検疫感染症に感染した疑いのある方々への助言・診察・措置を行いつつ、検疫業務にあたる多職種チームのリーダーやサポーターとしての役割も担います。危機管理事案の発生時に適切かつ迅速に対応するには、平時にいか準備を行うかが重要になります。行政と医療の両視点から情報と状況を評価し、対応のリーダーシップを発揮できる医師として、感染症水際対策チームに加わってみたいという方を心からお待ちしています。

Daily schedule

ある一日のスケジュール

- 8:30 朝礼
前日夜勤帯の検疫措置とメールを確認
- 9:00 他国で発生している感染症イベントに関する情報収集・共有
- 10:00 健康相談室で使用する疾病説明資料のアップデート
- 11:00 健康相談室にて有症者対応
- 12:00 昼食後、厚生労働省結核感染症課へ移動
- 13:30 外部識者との会議
- 17:30 空港検疫所支所に帰所、翌朝まで当直勤務

Weekly schedule

ある一週間のスケジュール



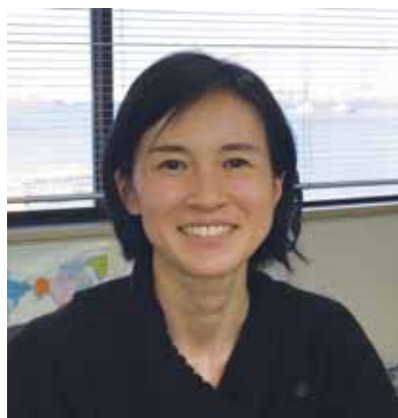
Daily schedule

ある一日のスケジュール

- 9:00 登庁 (育児時短制度利用)、事務所にて無線検疫審査や予防接種予約の電話対応
- 12:00 昼食休憩
- 13:00 船舶衛生検査の同行
- 16:15 帰宅 (育児時短制度利用)

Weekly schedule

ある一週間のスケジュール



横浜検疫所 検疫衛生課
検疫医療専門職

梅田 恭子

子供と向き合う時間を大切に働く。

泌尿器科医として約10年間臨床現場で働いた後、出産・育児を機に横浜検疫所に入職しました。横浜検疫所入職を希望した理由は、まずはワーク・ライフ・バランスを重視して、自宅に近いこと、定時勤務が可能なおこと、また以前から国際的な現場で働いてみたいと感じていたことも後押しとなりました。感染症の専門的知識が不足していることが入職当時は心配でしたが、種々の研修や講義を受ける機会が設けられており、検疫感染症や検疫法について働きながら学ぶことができます。検疫に携わる医師に求められるのは、検疫官として検疫法に則った判断が出来ることとリーダーシップなのではないかと感じながら日々研鑽を積んでいます。

検疫医療専門職という前職とは全く異なったフィールドへの転向でしたが、臨床医時代に培った経験を活かしつつ、日々新しい知識や経験を習得しながら感染症水際対策を担う一員としてやりがいをもって働いています。

危機管理に関わる業務ですが、平時は基本的に定時勤務なので、子供と向き合う時間を大切にしながら働くことが出来るという点も、ワーキングマザーとしては魅力的です。

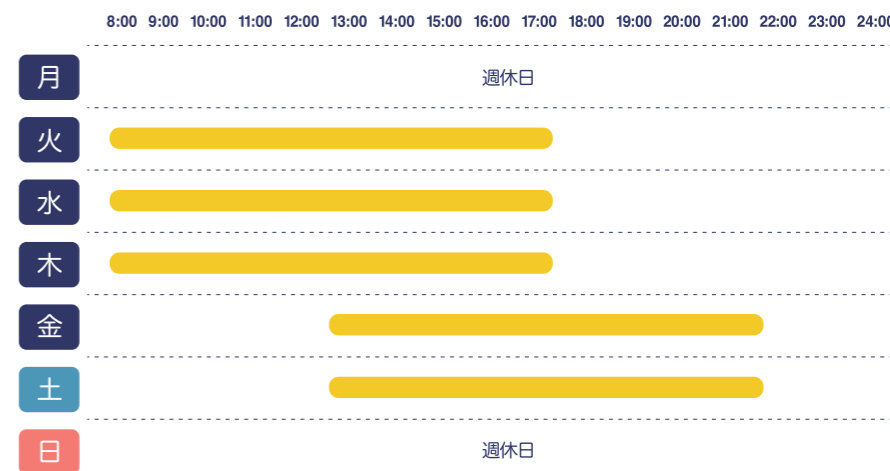
Daily schedule

ある一日のスケジュール

- 8:00 登庁。メールを確認し、前日の業務報告各種を確認。
- 8:30 黄熱予防接種予定者の合併症等、医学的詳細を検討。
- 10:00 業務引継ミーティング。海外での重大な感染症の発生等について職員向けにコメント。
- 12:00 昼食休憩。
- 13:00 感染症即応の総合訓練の課内企画会議。
- 16:00 行政検査を実施した来航者に対して、検査結果の説明と今後のアドバイス。
- 17:15 終業、帰宅の途につく。

Weekly schedule

ある一週間のスケジュール



中部空港検疫所支所 検疫衛生課
検疫医療専門職

守屋 章成

広範囲の医科的技能が試される国際的な領域。

空港検疫所における医師 (検疫医療専門職) の主たる役割は、発熱等の症状を呈した外国からの来航者 (有症者) に対して的確に問診・診察し、重大な輸入感染症の可能性を判断することです。中部空港検疫所支所では、年間1,000件を越す有症者に対応しており、2019年はデング熱を12件、チクングニア熱を7件発見しました。

エボラ出血熱等の検疫感染症が疑われる場合は、感染対策用の個人防護具を装着して隔離搬送までの検疫医療措置の中心的役割を担います。

また、黄熱予防接種を通じて、海外へ出発する人々に安全な渡航をアドバイスすることも重要な役割です。検疫法、感染症法、新型インフルエンザ特措法などの法令も深く学んで駆使する、行政官としての側面も大きいです。診断学、皮膚発疹学、感染症学、感染管理学、微生物学、医動物学、熱帯医学、国際保健、渡航医学、ワクチン学など、輸入感染症と海外渡航にまつわる広範囲の技能と実力を問われる、一つの専門領域と言っても過言ではないでしょう。

新天地を求める臨床医に、検疫所は新たなフィールドを提供します。



各種制度

<h3>有報酬兼業制度</h3> <p>一定の条件（※）の下、審査を経て許可された場合は、有報酬での兼業が可能です。</p> <p>※ 兼業に係る業務が申請者の技量を遥かに上回る業務内容ではないか、兼業が公務に影響を与えることはないか、兼業先の医療機関が保険医療機関であるか、など</p>	<h3>社会医学系専門医制度</h3> <p>社会医学系専門医の資格取得を希望する場合には、専攻医として様々な研修連携施設等での研修の機会を提供しています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>詳細は一般社団法人 社会医学系専門医協会のホームページをご確認ください。</p> </div> <p>http://shakai-senmon-i.umin.jp/doc/62_kenekisho.pdf</p>
<h3>社会人大学院で学びながらの勤務</h3> <p>通学日に合わせて、週休日を調整するなど、状況に応じてシフトの調整が可能です。</p>	<h3>派遣研修制度</h3> <p>主に厚生労働省主催の感染症に関する種々の研修会や国立感染症研究所等での長期研修（FETP）等に参加する機会があります。</p> <p>また、人事院において、行政官の国内及び外国の大学院への派遣研修制度も設けています。</p>

育児・介護中の職員が利用できる主な制度

<h3>1 休業制度</h3> <p>■ 育児休業 子の出生の日から満3歳の誕生日の前日まで取得可能</p> <h3>2 勤務時間の短縮制度</h3> <p>■ 育児短時間勤務 ① 3時間 55分×5日 ② 4時間 55分×5日 ③ 7時間 45分×3日 ④ 7時間 45分×2日 +3時間 55分×1日</p> <p>■ 育児時間、■ 介護時間 1日の勤務時間の始め又は終わりにおいて、2時間の範囲内で勤務しないことが可能（給与については減額）</p> <h3>3 勤務時間の変更</h3> <p>■ 早出遅出勤務 ■ 休憩時間の短縮 昼休みを15分または30分短縮して、勤務終了時間を切り上げ</p>	<h3>4 休暇制度</h3> <p>■ 子の看護休暇 子の疾病・負傷による看護に必要なときに、未就学児一人につき、年5日の範囲内で取得可能</p> <p>■ 介護休暇 一の要介護状態において、3回以下、かつ合計6ヶ月の範囲内で取得可能（給与については減額）</p> <p>■ 短期介護休暇 介護が必要な家族一人につき、年5日の範囲内で取得可能</p> <p style="text-align: right;">(対象：■未就学児の親、■家族を介護する者)</p>
--	---

募集要項

採用内容

職名	検疫医療専門職
採用予定数	若干名
採用予定日	随時（いつでも応募可能）
定年	65歳

応募資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 日本国の医師免許を取得している者
- (3) 卒後臨床研修修了程度の臨床能力を有する者、これに加え、検疫所業務及び感染症に理解のある者

選考方法

- (1) 一次審査：レポート審査、書類審査
- (2) 二次審査：人物試験（面接）
面接日時：随時
面接会場：最寄りの検疫所又は厚生労働省

応募方法

- 厚生労働本省の問い合わせ先（裏表紙）にご連絡ください。
- [提出書類]
- [1] 履歴書（写真貼付）
 - [2] 医師免許証（写）
 - [3] 1,000字程度のレポート（課題内容は採用担当者からお伝えいたします）

Q&A

よくある質問

Q 卒後年数や年齢の制限はありますか？

A 定年年齢である65歳未満であり、応募資格を満たしていれば、卒後年数や年齢による制限は設けていません。

Q 専門科や、臨床経験による優劣はありますか？

A 検疫所に入職する際はほとんどの医師が未経験のため皆同じスタートラインに立つことができます。臨床とは異なった行政という勤務環境で、専門科、臨床年数等の異なる様々なバックグラウンドの医師が入職しています。

Q 配属先はどのように決まりますか？

A 本人の希望や適性に応じて決定されますが、検疫所の業務を管理・運営する幹部に任用される候補職員でもあるため、検疫所での幅広い業務を経験していただきます。

Q 転勤はありますか？

A 検疫所は日本全国に所在するため、全国的な転勤があります。検疫医療専門職は、検疫所の本所や、国際空港である支所での勤務が想定されます。（所在地は裏表紙参照）

Q 給与体系について教えてください

A 給与は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、病院、療養所、診療所等に勤務する医師と同じ基準で支給されます。入職後も、一定の条件の下、審査を経て許可された場合は、公務に影響のない範囲で、医療機関にて有報酬の兼業ができます。（P14参照）